

新規就農者農地等賃借料助成補助金

概要

新規就農者の農地等の賃借料に対して助成します。

対象者

令和3年度までに新規就農し、営農5年以内の市の就農計画認定者

対象事業／対象経費

農用地, 農業用施設・設備・機械の賃借料
農業用設備・機械のリース料

補助率(上限など)

- ◆対象経費の30%以内
(千円未満切り捨て)
- ◆限度額20万円(年度内)

その他

新規就農確保・育成対策事業に基づき新規就農した者のみが対象です。